

## 総合事業および訪問介護 重要事項説明書

### 1 事業者の概要

事業者(法人)名	株式会社 キュアサービス	法人種別	営利法人
代表者	役職名	代表取締役	氏名
			入江 陽子
所在地	住所 〒992-0031 米沢市大町5丁目4番51号		
電話番号	TEL 0238-24-0087 FAX 0238-24-0084		
事業内容	居宅介護サービス事業 住宅型有料老人ホーム		
法人の沿革	平成13年6月1日		

### 2 事業所の概要

事業所の名称	楽らくケアセンター指定訪問介護事業所		
所在地	〒992-0031 米沢市大町5丁目4番51号		
電話番号	TEL 0238-26-8680 FAX 0238-26-8681		
事業所番号	0670400613	指定取得日	平成15年6月15日
管理者名	鈴木 尚美		
事業の目的	介護サービスの適正な提供を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め可能な限り有する能力に応じ自立した日常生活が出来るよう訪問介護の提供する		
運営の方針	要介護者等の心身の状況を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等生活全般にわたる介護援助を提供する。		

### 3 事業所の職員体制

職種	資格	業務内容	計
管理者	介護福祉士	業務・従業者管理	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	技術指導・計画作成・訪問介護	1名以上
訪問介護員	介護福祉士 実務者研修修了 介護職員基礎研修終了 ヘルパー2級、初任者研修修了	訪問介護	2名以上
事務員		必要な事務	1名

### 4 事業の実施地域

実施地域	米沢市
------	-----

## 5 営業日時

営業日	365 日
営業時間	24 時間

## 6 サービスの内容

### (1) 訪問介護計画書に基づき、訪問介護サービスを実施いたします

身体介護	食事介護	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況にあわせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います
	口腔ケア	食後口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好にあわせ献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカー等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

※「生活援助」は身体介護以外の、掃除・洗濯・調理などの日常生活の援助を指しますが、次のような行為は「生活援助」に含まれません。

- ①商品の販売…農作業等の生業の援助的な行為
  - ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為
- (2) このサービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止となるよう、適切にサービスを提供します。
- (3) サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行い、わかり易いように説明します。もし分からない事があれば、担当職員にご質問下さい。
- (4) 職員は、常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでも、その場でお求め下さい。

## 7 サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替

#### ①利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる

事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

## ②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は、利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

## (3)サービス実施時の留意事項

### ①定められた業務以外の禁止

ご契約者は「6.サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

### ②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③備品等の使用

サービス実施のために必要となる備品等及び水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者にご負担いただきます。

## (4)サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

## (5)訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

### ①医療行為又は医療補助行為

水銀体温計、電子体温計などによる体温測定・自動血圧計測定器による血圧測定・パルスオキシメーターの装着・軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の処置・医薬品の使用の介助(軟膏塗布(辱そうの処置を除く)、湿布、点眼薬、内服、座薬挿入、鼻空粘膜への薬剤噴霧)・爪切り、爪やすりがけ・口腔清掃・耳垢の除去・ストーマ装具のパウチにたまった排泄物をすてること(肌に密着したパウチの取替を除く)・自己導尿カテーテルの準備、体位の保持・浣腸などを除きます。

### ②利用者もしくはその家族からの物品等の授受

### ③利用者の家族等に対するサービスの提供

### ④飲酒及び喫煙

### ⑤利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動

### ⑥その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

## (6)貴重品の一時保管について

鍵等の貴重品については原則として預かりません。但し、サービス提供において支障がある場合、保管目的等の協議の上、「預り証」をお渡しし一時保管させていただくことがあります。

保管の場合は、特定の場所に保管し、訪問介護員個人は保管しません。

(7)下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますのでご理解・ご了承ください。

①暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手をはらいのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・対象範囲外のサービスの強要

②セクシュアルハラスメント

- ・訪問介護員の体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる
- ・性的な話、卑猥な言動をする など

③その他

- ・訪問介護員の自宅の住所や電話番号を聞く
- ・ストーカー行為 など

8 利用料金

サービスを利用した場合の「基本料金」は以下のとおりであり、利用者からお支払いただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。但し、支給限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担になります。また、法改正・介護報酬改定の場合はそれに準じることとします。

【総合事業】 要支援1・2および総合事業対象者

	1月利用料金	利用者様負担( 割)
週1回程度	11,760円	円
週2回程度	23,490円	円
週2回を超える程度	37,270円	円
初回加算	2,000円	円
同一建物減算	所定単位数の10%または12%の減算	
処遇改善加算Ⅱ	22.4%の相当額	

【訪問介護】 要介護1～5

< 特定事業所加算Ⅱ >		1 回あたり	利用者様負担( 割)
生活援助	20 分以上 45 分未満	1, 970円	円
	45 分以上	2, 420円	円
身体介護	20 分以上 30 分未満	2, 680円	円
	30 分以上 1 時間未満	4, 260円	円
初回加算		2, 000円	円
同一建物減算		所定単位数の10%または12%の減算	
処遇改善加算Ⅱ		22. 4%の相当額	

※訪問介護において、朝(6:00～8:00)夜間(18:00～22:00)は 25%割増、

深夜(22:00～6:00)は 50%割増になります。

※上記の時間数は実際のサービス提供時間ではなく、居宅介護計画に定める時間数によるものとします。

※同一建物減算は、事業所と同一の建物の利用者等にサービスを行う場合適用となります。

※訪問介護初回加算は新規計画を作成した利用者に、初回訪問介護実施月内に、サービス提供責任者自身が訪問介護又は同行訪問をした場合に加算します。

【その他の費用】

- ・交 通 費 通常の実施地域(米沢市内)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの場合は実費をいただきます。
- ・キャンセル料 介護サービスの利用をキャンセルする場合、通知の時間により、キャンセル料をいただきます。但し、利用者の急な病変、入院の場合にはいただきません。  
利用者が法定代理受領サービスを利用できないことにより償還払いとなる場合には、一旦利用料を全額自己負担しなければなりません。

9 利用料金 その他の費用のお支払方法

利用料、その他の費用は利用月ごとに計算し、請求いたします。

請求書は毎回のサービス提供の明細書を添えて翌月 10 日までにお渡しいたします。15 日までに現金支払い・事業者指定口座への振り込み・その他いずれかの方法でお支払いください。

金融機関	米沢信用金庫	支 店 名	本店
預金種別	普通預金	口座番号	1158474
口座名義	株式会社キュアサービス 代表取締役 入江 陽子		

## 10 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 虐待発生またはその再発を防止するための措置(委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当選出)を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかにこれを山形県および市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者
-------------	-----

## 11 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者等に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者等本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者等およびその家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由および態様等についての記録を行います。

緊急性	直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者等本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体的拘束等以外に、利用者等本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者等本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体的拘束を解きます。

## 12 個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

当該事業所の職員は介護保険法等に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

当該事業所の職員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

当該事業所では使用目的を提示し、必要最小限とし、あらかじめ利用者もしくは家族からの文書による同意

を得た上で個人情報を用います。

### 13 感染予防対策について

当該事業所は感染症の発生及びまん延防止の観点から、感染症の発生防止や発生した場合の対応に向けた措置(委員会開催、指針の整備、研修の実施、担当者の選出)を行います。

### 14 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先(家族等)、介護支援専門員(ケアマネジャー)等に連絡いたします。

また、サービス提供中などを想定した災害時の避難訓練の実施や研修への参加等を定期的に行います。

### 15 事業継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問介護サービスが継続的に提供できる体制がとれるよう、業務継続に向けた計画策定、研修の実施や平時から有事が起きた場合を想定した訓練を行うものとする。

### 16 記録の保管

保管期間はサービス提供終了から5年間、請求にかかる資料とその請求の根拠となる記録は5年間保管します。

記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は本人及びご家族に限り可能です。

保管期間が終了した書類についてはシュレッターにかけた上で破棄します。

### 17 契約の終了

契約は有効期間内であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合、契約終了を希望する日の1週間前までに解約届出書を提出ください。解約料はかかりません。

事業者からの解約はやむを得ない事情がある場合1ヶ月間の予告期間をおいて理由を文書で通知します。

### 18 事故発生時の対応

利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者家族、当該利用者の担当居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者等に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険(事業活動包括保険)
補償の概要	対人・対物・管理財物賠償保障その他事業者が 法律上の賠償責任を負った場合の補償

19 サービス内容に関する相談・苦情について

<苦情処理の体制、手順>

- (1)利用者等または家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2)苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- (3)苦情相談担当者(応対者)は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者等または家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- (4)検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者等または家族へ報告します。
- (5)苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業員全員で検討します。

<苦情申立の窓口>

当事業所窓口	所在地 米沢市大町 5 丁目 4-51 担当 管理者	電話 0238-26-8680
当事業所以外の市町村の窓口	米沢市健康福祉部高齢福祉課 山形県健康福祉部 山形県国民健康保険団体連合会 福祉サービス運営適正化委員会	電話 0238-22-5111 電話 023-630-3359 電話 023-626-1755

20 担当のサービス提供責任者

あなたを担当するサービス提供責任者は\_\_\_\_\_ですが、やむを得ない事情で変更する場合は、事前に連絡をいたします。

これらの内容について当事業所の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を重要事項説明書に基づき説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

事業所名	楽らくケアセンター指定訪問介護事業所
説明者氏名	